

2005年7月20日

No.45

# 又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 谷岸 孝士

富山市下新町 4-27

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

## 又市幹事長がアスベストで厚生労働省交渉 拡がる被ばく者の範囲。今すぐ公費で検診を

又市幹事長は郵政法案などで多忙な合間をぬって15日、造船対策議員懇談会を代表して、全造船機械労組とともに厚生労働省など3省との交渉にあたった。【写真】

特にアスベスト(石綿)被ばくは、建設業・解体業・配管業など幅広い産業にまたがっている《厚生労働省が15日に通知を出した業界団体数は115・下記参照》。さらに、従事労働者だけでなくその妻(作業服を洗濯)や工場の近隣住民にまで拡がっている。



【注】「医療機関向けチェック表」であげられている職種の一例(アスベストの扱いが当然に想定できる建築、解体、造船、ボイラー関連業種などは略します)

船舶関連の事務員 クレーン・自動車の運転 大工・建具・塗装・板金 自動車修理 ガソリンスタンド ブレーキ・ライニング・クラッチ板の製造 電気製品製造 クリーニング業 ガスマスクの製造 宝石・貴金属細工 消防隊員 歯科技工士...など。

【又市】82年から問題になったのに使用禁止も遅れた。患者対策をこれまで放置してきた国の責任は大きい。新しい対策は?

【厚生労働省】現職者の健康診断を行う。退職者については雇い主に伝えて検診を受けるよう依頼している。相談窓口は保健所、県労働局、労働基準監督署に開かしている。

【労組】ユニバーサル造船では退職者の被ばくについて調査するよう交渉したが会社はやってくれない。

【又市】さらにその下請・孫請で被ばくした人もあるはずで、範囲を拡大すべきだ。

【労組】三菱重工長崎造船では現役だけで68人いる。下請け等を含め、追跡調査を国が責任もってやってほしい。その結果、労災認定も増加するだろうから、予算の補正も必要になるはずで、拡充してほしい。

【厚生労働省】健康診断を義務付けるのは、現在と、過去に従事者がいて被害があり現在存続している事業場のみだ。《注 被害とは、労災認定があったものを言う。現在

660名にすぎない。》

【労組】裁判は80年代から起こしているのに、国はいったん調査したものの、業界の反対にあって規制を延期した。企業側は「国が使用を認めていた建材・断熱材だ」と開き直った。

【労組】1988年全造船労組が裁判を起こしたとき、住友重工横須賀工場(3日間に労組への電話相談が450件あった)では、企業側が因果関係を否定し和解を蹴って、時間が経つばかりだ。国は企業に和解のテーブルに着くよう指導願いたい。

【労組】横須賀では空母ミッドウエーの廃アスベストを市内に放置し、環境問題にもなっている。

【厚生労働省】一般の地域で診断を受ける方は、医師がアスベスト被ばく者だとわからない場合もあるので、自分で「被ばくした」と述べてほしい。医師用の診断マニュアルは配布してある。

【又市】きょう述べた対策、被害者からの要望について、早急に回答されたい。